

## MHM Asian Legal Insights

第 117 号 (2020 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インド : [新統合版 FDI ポリシーの公表](#)
2. ベトナム : [新 PPP 法の制定](#)
3. ミャンマー : [①：居住取締役要件に関する Notification の公表](#)  
[②：PPP 案件に関する標準業務手順書の公表](#)  
[③：倒産実務家の登録に関する Notification の公表](#)
4. シンガポール : [COVID-19 \(Temporary Measures\) Act による救済期間の延長等](#)
5. タイ : [訴訟提起前の調停手続の創設](#)

今月のコラム [—バンコクのラーメン事情—](#)

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 117 号 (2020 年 11 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

### 1. インド：新統合版 FDI ポリシーの公表

インド政府商工省産業政策促進局 (Department of Industry Policy and Promotion, Ministry of Commerce & Industry) は、最新の統合版 FDI ポリシー (Consolidated FDI Policy) を公表し、2020 年 10 月 15 日より発効しました。統合版 FDI ポリシーは、公表時点におけるインドの外国直接投資規制全般をまとめたもので、従前は、毎年最新版が公表されてきましたが、2017 年版の後しばらく最新版の公表がありませんでした。今回の統合版 FDI ポリシーは、3 年ぶりの公表となります。

2017 年 8 月 28 日に公表された統合版 FDI ポリシーから最新の統合版 FDI ポリシーまでは、プレスノートと呼ばれる産業政策促進局が公表する個別の通達により、随時改正点が公表されてきました。最新の統合版 FDI ポリシーは、これらのプレスノートの内容を踏まえて改正されたものであり、かつこれらのプレスノートに優先するものとされています。

最新の統合版 FDI ポリシーにおける従前の統合版 FDI ポリシーからの重要な変更点は、以下のとおりです。

## MHM Asian Legal Insights

- (a) 最新の統合版 FDI ポリシーでは、インドと国境を接する国（パキスタン、中国、ネパール、ブータン、ミャンマー、バングラデシュ）の企業体による投資の場合、インド投資における受益者が上記のインドと国境を接する国に居住している場合、そして、インド投資における主体が上記のインドと国境を接する国の市民である場合は、事後のインド準備銀行（Reserve Bank of India）に対する報告のみで足りる自動ルートではなく、政府の事前承認を要する政府ルートでのみしかインド投資を行えないこととされました。
- (b) 本レター第 81 号（2018 年 1 月号）、第 94 号（2019 年 1 月号）及び第 102 号（2019 年 9 月号）でご紹介した FDI ポリシーに関する改訂が反映されました。以下、概要のみまとめますが、具体的に以下の点が最新の統合版 FDI ポリシーにおいて明記されています。
- ① 単一ブランド小売業を実店舗型で営む会社に対して、100%の出資比率まで自動ルートによる外国直接投資が認められることとなりました。その他、単一ブランド小売業への外国直接投資を緩和する諸条件が明記されています。
  - ② マーケットプレイス型電子商取引業者（e-commerce marketplace entity）に必要とされる主要な条件が明記されました。
  - ③ e コマースによる単一ブランド小売業を始めてから 2 年以内に実店舗型単一ブランド小売業をインドで開始することを条件に、e コマースによる単一ブランド小売業を営むことができることとなりました。
  - ④ インドにおける受託製造業（contract manufacturing）について自動ルートで 100%までの外国直接投資が認められることが明らかにされました。
  - ⑤ デジタル・メディアを通じてのニュースと時事問題のアップロード・ストリーミング事業（映像等を配信する事業）について 26%までの政府の事前承認を要する政府ルートでの外国直接投資が認められることとなりました。

上記のとおり、最新の統合版 FDI ポリシーは、基本的には 3 年の間にプレスノートを通じて公表されていた外国直接投資規制の緩和を取り込んだものとなっており、インドに対する外国直接投資は、より行いやすい方向へと進んでいると評価できようかと思われます。

今後、どのようなタイミングで統合版 FDI ポリシーの最新版が公表されていくかは定かではありませんが、都度改正内容を公表するプレスノートの内容を含めて、引き続き外資規制の動向を注視していく必要があります。

（ご参考）

本レター第 81 号（2018 年 1 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00030600/20180122-050832.pdf>

## MHM Asian Legal Insights

本レター第 94 号 (2019 年 1 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00035144/20190122-111834.pdf>

本レター第 102 号 (2019 年 9 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00037323/20190924-052239.pdf>

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ [yohei.koyama@mhm-global.com](mailto:yohei.koyama@mhm-global.com)

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ [yoshinori.usui@mhm-global.com](mailto:yoshinori.usui@mhm-global.com)

## 2. ベトナム：新 PPP 法の制定

これまでベトナムの官民連携投資 (Public Private Partnership Investment) は政令 (Decree No.63/2018/ND-CP: 「政令 63 号」) を中心として規制されていましたが、官民連携投資法 (「新 PPP 法」) が 2020 年 6 月 18 日に成立し、2021 年 1 月 1 日より施行されます。新 PPP 法はベトナムの PPP を規律する基本法であり、その内容は多岐にわたりますが、本レターでは、特に重要と思われる項目を取り上げて説明します。

### (1) 対象事業の範囲・投資モデル

新 PPP 法では、政令 63 号よりもその適用対象事業分野の範囲が縮小され、下記の 5 事業とされています。また、政令 63 号では存在した「その他首相により決定された事業」というバスケット条項が削除されており、この観点でも対象事業分野の範囲は限定されることとなります (下表)。

また、新 PPP 法は、その適用対象となる PPP プロジェクト契約の方式の各類型を定めているところ、その種類として (a) Build-Operate-Transfer (「BOT」)、(b) Build-Transfer-Operate (「BTO」)、(c) Build-Own-Operate (「BOO」)、(d) Operate-Manage (「O&M」)、(e) Build-Transfer-Lease (「BTL」)、(f) Build-Lease-Transfer (「BLT」)、(g) これらの複合契約の 7 種類が列挙され、政令 63 号において規定されていた Build-Transfer (「BT」) 方式 (民間投資家による施設建設後に (民間投資家による運営期間等を経ずに) 国等に施設所有権を移転する方式) は適用対象からはずれました。既存の BT 方式の PPP プロジェクトについては、入札案内書が発行されている場合は、入札案内書又は入札案内書発行時の法律上の要件に従いプロジェクトを継続するなど、一定の経過措置が定められていますが、投資ポリシーが承認されていない場合には、2020 年 8 月 15 日から実施を停止することとされています。なお、経過措置の詳細については、別途政令が定めることとされています。

## MMH Asian Legal Insights

従来の法規制における対象事業分野	新 PPP 法下における対象事業分野
(a) 交通	(i) 交通
(b) 発電所、送電線	(ii) 水力発電及び電気法により 国の独占事業とされている ものを除く発電所・送電線
(c) 公共照明システム、上下水道、排水、 廃棄物収集・処理、公園、住宅、駐車 場、車両・機械・設備置き場、墓地	(iii) 灌漑、上下水道、排水、廃棄 物処理
(d) 国家機関庁舎、公務用住宅、社会住宅、 再定住住宅	(iv) 医療、教育、訓練
(e) 医療、教育、訓練、文化、スポーツ、 観光、科学技術、水文気象、情報技術	(v) 情報技術インフラ
(f) 商業インフラ、都市・経済区・工業団 地・産業クラスター・集中 IT 区のイン フラ、ハイテクインフラ、インキュベ ーション施設・技術施設・中小企業支 援のコワーキングエリア	
(g) 農業及び非都市部の開発、農産物の生 産と加工・販売を連携する開発サービ ス	
(h) その他首相により決定された事業	

### (2) 最低投資総額の設定

新 PPP 法の適用対象となる O&M 方式（既存施設の運営管理の委託を受ける方式）以外の PPP プロジェクトの最低投資総額は、原則として 2,000 億ベトナムドン（現在の為替レートで約 9 億円）以上、ただし、医療、教育、訓練分野及びそれ以外の事業分野で社会経済状況が困難又は特に困難な地域におけるプロジェクトについては 1,000 億ベトナムドン（現在の為替レートで約 4 億 5,000 万円）以上とされます。以上に対し、O&M 方式の PPP プロジェクト契約による (i) 交通 (ii) 電力・発電事業については、最低投資総額は定められていません。

### (3) PPP プロジェクト実行プロセス

新 PPP 法における PPP プロジェクトは、原則として (a) プレフィージビリティスタディレポートの準備、投資ポリシー決定、プロジェクト発表、(b) フィージビリティスタディレポートの準備及びプロジェクト承認、(c) 民間投資家の選定、(d) PPP プロジェクト企業の設立及び PPP プロジェクト契約の締結、(e) PPP プロジェクト契約の実行というプロセスで行われます。ただし、ハイテクの導入に関するプロジェクトについては、(a)の後すぐに民間投資家の選定が行われ、民間投資家によるフィージ

## MHM Asian Legal Insights

ビリティスタディレポートの準備、その後フィージビリティスタディの評価及びプロジェクト承認が行われます。

### **(4) 民間投資家による出資の履行等**

民間投資家及び PPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト契約にしたがったプロジェクト実行のため出資や借入れにより資金調達を行う責任を負うところ、資金調達の期限は PPP プロジェクト契約の締結から原則として 12 か月以内（プロジェクト決定当局が国会又は首相のプロジェクトについては 18 か月まで延長することが可能）とされています。また、民間投資家のエクイティ出資による最低投資金額は、投資プロジェクト総額から国の資金のうち建設・立退きに使われる費用を控除した金額の 15%以上とされています。

### **(5) 利益及びリスク配分**

新 PPP 法においては、(i)（PPP プロジェクトの方式を問わず）実際に得られた売上が PPP プロジェクト契約における財務計画を 25%以上上回る場合、投資家及び PPP プロジェクト企業が超過分について（費用の調整等を経た後）国と 50%ずつ配分する仕組みが、逆に、(ii)（BOT/BTO/BOO 方式の PPP プロジェクト契約に限定されますが）売上が見込額を 25%以上下回る場合には、一定の要件を充足した場合に超過不足分の 50%を国が負担する仕組みが定められています。なお、売上が財務計画の-25%～+25%の場合の具体的な利益・リスク配分の仕方については、今後制定される政令等を確認する必要があります。

### **(6) 準拠法**

政令 63号においては PPP プロジェクト契約の準拠法を強制する規定は存在しませんが、新 PPP 法においては PPP プロジェクト契約の準拠法はベトナム法とすることが強制されます。

以上のほかにも、民間投資家の選定手続、レンダーの介入権、大規模重要プロジェクトにおける外貨兌換保証等の重要な規定が盛り込まれています。また、PPP プロジェクトのモデル契約書をはじめとする PPP プロジェクトの詳細は政令が定めることとされており、今後の政令等の制定の動向にも注視する必要があると考えられます。

## MHM Asian Legal Insights

弁護士 江口 拓哉 ☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン) ☎ 03-5223-7745 (東京) ✉ <a href="mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com">takuya.eguchi@mhm-global.com</a>	弁護士 埴 晋 ☎ +66-2-009-5127 (バンコク) ✉ <a href="mailto:susumu.hanawa@mhm-global.com">susumu.hanawa@mhm-global.com</a>
弁護士 西尾 賢司 ☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン) ✉ <a href="mailto:kenji.nishio@mhm-global.com">kenji.nishio@mhm-global.com</a>	弁護士 川上 愛 ☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン) ✉ <a href="mailto:ai.kawakami@mhm-global.com">ai.kawakami@mhm-global.com</a>

### 3. ミャンマー

#### ①： 居住取締役要件に関する Notification

計画・財務・工業省（Ministry of Planning, Finance and Industry）傘下の投資企業管理局（「DICA」）は、2020年10月20日付け Notification 第92/2020号（「Notification 第92号」）において、ミャンマー会社法（Myanmar Companies Law : 「会社法」）に定める取締役の「居住者」（ordinarily resident）要件について、COVID-19の感染拡大に伴う措置を公表しました。

会社法は、国内法人について、取締役の少なくとも1名が「居住者」であることを求めています（「居住取締役要件」）。そして、「居住者」は、永住者又は12か月間において183日以上ミャンマーに滞在する者を指すと定義されています。このような規定を踏まえ、ミャンマー人が取締役に就任していない法人においては、外国人駐在員が183日以上ミャンマーに滞在することにより上記要件を充足する必要がありました。しかし、COVID-19の世界的な感染拡大を受けて、2020年3月29日よりミャンマーへの入国制限措置が採られたことから、外国人駐在員の渡航の目途が立たず、居住取締役要件を満たすことが困難な状況が生じていました。Notification 第92号は、2020年3月29日から入国制限が解除される日までの期間を、「居住者」要件の判定において考慮しないことを規定しています。本 Notification の文言上は明確ではありませんが、上記のような状況を踏まえ、ミャンマーへの入国制限が解除されるまでの期間については、居住取締役要件を免除することを意図したものと解されます。

なお、本 Notification 第92号では、上記の措置は居住取締役要件との関係でのみ適用があることを明記しています。会社法上、支店（branch）については、その代表者（authorised officer）が「居住者」である必要がありますが、支店代表者については本 Notification が適用されず、入国制限期間中も「居住者」を置く必要があるようにも読める場所であり、この点は今後 DICA との協議により確認する必要があるところです。

#### ②： PPP 案件に関する標準業務手順書の公表

計画・財務・工業省傘下の PPP センター（Public-Private Partnership Center）は、

## MHM Asian Legal Insights

2020年10月2日付けで官民連携案件(「PPP案件」)に関する標準業務手順書(Standard Operating Procedures:「本SOP」)を公表しました。本SOPは、20億ミャンマーチャット(現在の為替レートで約1億6,000万円)超のPPP案件の提案について、その審査手続及び判断基準を明確化するものです。

本SOP上、PPP案件の提案については、当該案件がミャンマーへの利益をもたらすものであるかという案件内容に関する審査に加え、提案者の財務的健全性や事業実績が審査の対象となるとされています。上記審査の結果、当該案件が採用される場合、案件内容及び提案者に応じて一般入札又はスイスチャレンジ方式(当初提案との競合提案を公募の対象とし、より優れた提案がなされなかった場合には当初提案者が事業主体となる方式)での入札のいずれかが実施されます。なお、提案者が国際的に当該案件の実施実績を有し特に高い評価を得ていると認められる場合には、これらの入札手続を経ずに、当該提案者と直接案件実施に向けた交渉を行うことも可能であることが明記されています。

本SOPは、ミャンマーにおけるPPP案件の審査プロセスの透明化に向けた取り組みの一環として、その手続及び判断基準を公表したものと評価できます。今後は、本SOPに基づく運用の実態についても注視していくことが必要と思われるます。

### ③： 倒産実務家の登録に関する Notification の公表

DICAは、2020年11月3日付けで、倒産法(Insolvency Law)に基づく倒産実務家(Insolvency Practitioner)の登録手続を定めるNotification第95/2020号(「Notification第95号」)を公表しました。

本レター第108号(2020年3月号)から第110号(2020年5月号)にかけてお伝えしたとおり、ミャンマーでは、2020年3月に倒産法(国際倒産に関する章を除く)が、4月に施行細則である倒産規則が施行されています。倒産法上、清算手続における清算人(liquidator)や会社救済再生手続におけるrehabilitation manager等の業務に従事するためには倒産実務家としての登録が必要とされています。ところが、その登録手続は明らかでなく、法律及び規則の施行後もそれらに基づく倒産手続を進めることができない状態にありました。Notification第95号の公表によってこの点が明確に定められたことにより、倒産法の実際の運用開始に向けて、また一歩前進したものと評価することができます。

(ご参考)

本レター第108号(2020年3月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00041532/20200323-012254.pdf>

本レター第109号(2020年4月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00041807/20200420-123405.pdf>

## MHM Asian Legal Insights

本レター第 110 号 (2020 年 5 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00042061/20200522-024927.pdf>

※今月号で取り上げたミャンマーのトピックについて、ヤンゴンオフィス所属の弁護士による解説動画も配信しています。[こちら](#)からご視聴いただけますので、併せてご確認いただけますと幸いです (視聴期限 2021 年 2 月 20 日まで)。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253650 (ヤンゴン)

✉ [tsukasa.ishizuka@mhm-global.com](mailto:tsukasa.ishizuka@mhm-global.com)

※オフィスの移転に伴い、2020 年 3 月 10 日より電話番号が変更になりました。

#### 4. シンガポール: COVID-19 (Temporary Measures) Act による救済期間の延長等

本レター第 109 号 (2020 年 4 月号) において紹介した、シンガポールにおける COVID-19 (Temporary Measures) Act (「本法」) に基づく救済手段等に関し、2020 年 10 月 12 日、同法による救済期間の延長等が公表されました。

以下、要点についてご紹介します。

##### (1) 契約上の債務不履行に対する一時的救済期間の延長

もともと本法において、COVID-19 を理由に契約上の債務を履行できない個人又は企業が、債務不履行に基づく不利益を回避できるという一時的な救済 (詳細は本レター第 109 号参照) を受けられる期間は、2020 年 4 月 20 日から同年 10 月 19 日までの 6 か月間とされていました。

そうしたところ、シンガポール法務省より、上記救済期間を少なくとも 1 か月 (一定の契約に関しては最大 5 か月強) 延長する旨公表されました。具体的には、以下の表のとおり契約類型ごとに延長期間が異なっています。

なお、下記のとおり一部の契約類型については、査定人 (Assessor。債務不履行の原因が COVID-19 といえるかを判断する) の判断の申請期間も延長されています。



## MHM Asian Legal Insights

契約類型	延長された期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業向けの一定の担保付き融資契約</li> <li>● 非居住用不動産に関する賃貸借契約・ライセンス契約</li> <li>● ビジネス目的で使用される工場、機械又は商業用自動車の買取選択権付賃貸借契約</li> <li>● 業務用機器・商業用自動車のレンタル契約</li> </ul>	2020年11月19日
<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント・旅行業関連契約</li> <li>● 開発業者からの居住用／非居住用不動産購入契約（購入権を含む）</li> </ul>	2020年12月31日 ※イベント・旅行業関連契約及び左記の購入権については、2021年2月28日まで査定人判断の申請が可能
建設契約、資材供給契約、建設契約に基づいて付与された履行保証	2021年3月31日 ※左記の各契約については、2021年5月31日まで査定人判断の申請が可能

また、上記の非居住用不動産に関する賃貸借契約・ライセンス契約に基づく賃料等の滞納に関して、一定の場合に、その猶予期間を従来の2020年10月19日から同年11月19日まで延長し（始期は同年2月1日。ただし、猶予できる賃料等は最大5か月分）、返済計画に基づく滞納賃料等の初回の支払を同年12月1日まで延期することが可能となりました。

## (2) 破産・倒産に関する一時的救済の終了

もともと本法において、破産・倒産に関する一時的救済として、(a) 支払不能の基準が企業に関しては1万シンガポールドル（現在の為替レートで約78万円）から10万シンガポールドル（現在の為替レートで約781万円）へと一時的に引上げられるとともに、及び(b) statutory demand（債務者が債権者から債務の支払を求める通知書）に応じて債務を履行しなければならない期限が、21日から6か月へ延長され、これらの救済措置の期間は2020年10月19日までとされていました（シンガポールにおいては、債務者がstatutory demandを受領した後、所定の期間内に債務を履行しない場合、支払不能とみなされ、一定の条件を満たす場合に破産手続が開始することとされています。）。

シンガポールにおいて、このstatutory demandを送付することにより債務者に対して支払を履行するよう圧力をかけるという方法は、債権回収上重要な手段であると考えられています。そのため、今般、この期間が延長されるかどうか注目されていましたが、結論として延長されないことになったため、同年10月20日以降は、上記の

## MHM Asian Legal Insights

救済措置は失効し、支払不能の基準額及び statutory demand への応答期間は元に戻りました。

上記の期間延長等は、シンガポールにおける COVID-19 の影響がまだ存続することを受けてのものであり、今後の状況次第では再度の延長の可能性も考えられるため、引き続き注視する必要があるようです。

(ご参考)

本レター第 109 号 (2020 年 4 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00041807/20200420-123405.pdf>

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 小松 岳志

☎ +65-6593-9753 (シンガポール)

✉ [takeshi.komatsu@mhm-global.com](mailto:takeshi.komatsu@mhm-global.com)

弁護士 川村 隆太郎

☎ +65-6593-9754 (シンガポール)

✉ [ryutaro.kawamura@mhm-global.com](mailto:ryutaro.kawamura@mhm-global.com)

弁護士 花村 大祐

☎ +65-6593-9466 (シンガポール)

✉ [daisuke.hanamura@mhm-global.com](mailto:daisuke.hanamura@mhm-global.com)

## 5. タイ : 訴訟提起前の調停手続の創設

タイにおいて民事訴訟は訴え提起から判決までに相当の長期間を要する手続であり、裁判外紛争解決手続 (ADR) の整備が重要な課題として認識されてきましたが、2020 年 9 月 28 日、民事訴訟提起前の調停手続の利用を認める改正民事訴訟法 (「本改正」) が官報に掲載され、同年 11 月 7 日より施行されました。

タイ民事訴訟法上、本改正以前においても、裁判所における調停手続を利用することは認められていましたが (「旧制度」)、当該手続を利用することができるのは民事訴訟の提起後、争点整理手続に入った段階以降に限定されていたため、紛争の発生後、調停手続を利用することができる時期までに長期間を要し、紛争の迅速な解決が達成されないとの課題が指摘されていました。

以下では、旧制度の問題点を解決するために、本改正によって認められた訴訟提起前の調停手続 (「本調停手続」) の特徴を概説します。

## MHM Asian Legal Insights

### (1) 申立ての時期

上記のとおり、旧制度においては、民事訴訟の提起後、争点整理手続の段階になって初めて裁判所での調停手続を申し立てることができるものとされていましたが、本調停手続においては、民事訴訟の提起以前においても調停手続の申し立てを行うことができるため、早期に調停手続が開始され、迅速な紛争解決に資することが期待されます。

### (2) 費用

本調停手続については、裁判所の費用は発生しないものとされており、低コストでの紛争解決が志向されています。

### (3) 強制執行

本調停手続の結果、両当事者が合意に至った場合、両当事者は和解条件について裁判所の承認を求める必要があります。なお、和解条件は、当事者の意図に合致したものであり、当事者の瑕疵のない意思に基づいて形成され、かつ法令又は公序良俗に違反しないものである必要があります。和解条件がこれらの要件のいずれかを満たさない場合には、裁判所は当該和解条件を承認しないこととなります。和解条件が承認され、かつ、和解条件に債務者が将来履行すべき債務が含まれる場合等、当該和解条件と同内容の判決を取得する必要がある場合には、和解条件と同内容の判決を裁判所に対して求めることができ、裁判所が適当と判断した場合にはそのような判決が下されることとなります。

裁判所によって上記のような判決が下された場合、当該判決内容は終局的かつ拘束力のある判断となるため、当該判決内容を強制執行することが可能です。なお、判決を取得しなかった場合、和解合意の内容を強制執行するためには改めて訴訟の提起が必要となるため、債権者としては、和解条件に債務者が将来履行すべき債務が含まれる限り（すなわち、和解の席上で全ての債務が現実に履行される場合等でない限り）、和解合意と同内容の判決を裁判所に求めるべきであると考えられます。

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-009-5167 (バンコク)

✉ [hidetomo.futami@mhm-global.com](mailto:hidetomo.futami@mhm-global.com)

弁護士 山口 健次郎

☎ +66-2-009-5122 (バンコク)

✉ [kenjiro.yamaguchi@mhm-global.com](mailto:kenjiro.yamaguchi@mhm-global.com)

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ [yusuke.iwasawa@mhm-global.com](mailto:yusuke.iwasawa@mhm-global.com)

※オフィスの移転に伴い、2020年2月11日より電話番号が変更になりました。

## MHM Asian Legal Insights

### 今月のコラムーバンコクのラーメン事情ー

森・濱田松本法律事務所に入所してから、北京（2012年～2014年）、ホーチミン（2014年～2018年）、バンコク（2019年～現在）と3か国目の海外拠点勤務となったため、アジアを転々としている駐在員の方などとは各国の比較話で盛り上がることも多々あります。食事、ローカルビール、文化、親日度、交通事情、言語等、様々なトピックに及びますが、今回は、どの国で食べる日本のラーメンが美味しいか？という点にフォーカスしたいと思います。



もちろん、個人の好みにもよりますし、異論反論はあるかと思いますが、個人的にはバンコクで食べる日本のラーメンのクオリティは非常に高いと思っています。

特に、最近のバンコクにおけるラーメンブームは、如何に美味しい二郎系ラーメンを作れるかという点にあり、各店舗がこぞって二郎系ラーメンを提供しています。

タイでは、既に COVID-19 の問題は沈静化しつつあり、ほぼ自由に外食を楽しむことができます。他方、いまだに夜間外出禁止令が出されている国もあります。国によって状況は異なるとは思いますが、早く国外移動が自由になり、各国の食事（日系ラーメン）を自由にエンジョイできる日が来ることを切に願っています。

（弁護士 山口 健次郎）

### セミナー

- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2020年10月）』](#)
- 視聴期間 2020年10月22日（木）～2020年11月30日（月）
- 講師 岡田 淳、田中 浩之、北山 昇
- 主催 森・濱田松本法律事務所

## MHM Asian Legal Insights

- セミナー 『◆Zoom セミナー◆クロスボーダーJV 契約とベンチャー投資契約の基礎～ポストコロナの経営戦略に対応する契約上のポイントを2時間で理解する～』  
開催日時 2020年12月2日(水) 10:00～12:00  
講師 喜多野 恭夫  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『【DOKODEMO】第三者提供規制を中心とした個人データの活用規制対応の実務～近時の解釈と改正の動向も踏まえて～』  
開催日時 2021年1月25日(月) 13:30～16:30  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社セミナーインフォ

### 文献情報

- 論文 「東南アジアにおけるテクノロジー企業への投資の実務と留意点」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2243  
執筆者 小松 岳志、竹内 哲、湯田 聡、川端 遼
  
- 書籍 『アジア新興国のM&A法制〔第3版〕』（2020年10月刊）  
出版社 株式会社商事法務  
著者 武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、佐藤 貴哉、細川 怜嗣、畠山 佑介（編著）  
石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、高谷 知佐子、田中 光江、秋本 誠司、江平 享、小山 洋平、二見 英知、眞鍋 佳奈、川村 隆太郎、埴 晋、佐伯 優仁、井上 淳、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、竹内 哲、西本 良輔、川上 愛、増田 雅史、山口 健次郎、新井 朗司、西尾 賢司、今仲 翔、田中 亜樹、喜多野 恭夫、石塚 司、御代田 有恒、花村 大祐、パヌパン・ウドムスワンナクン、岩澤 祐輔、小林 高大、プームパット・ウドムスワンナクン、大段 徹次、齋藤 悠輝、福島 翔平、片野 泰世、シャハブ 咲季、筑井 翔太、原田 昂、木内 遼、小坂 翔子、小林 花梨、紫垣 遼介、鋤崎 有里、滝口 浩平、立元 寛人、逸見 優香 松尾 博美（著）

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com